石川県公立大学法人公益通報者保護規程

平成３１年４月１日

石川県公立大学法人規程第７０号

（目的）

第１条 この規則は、石川県公立大学法人（以下「法人」という。）における公益通報者の保護及び公益通報の処理の仕組みを定めることにより、法人における不正行為の早期発見と是正を図り、もって法人の法令遵守体制の強化に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この規程において「公益通報」とは、法人の役員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき法人の業務に従事する者を含む。以下同じ。）が行う業務において次の各号のいずれかに該当する事実が生じ、又は生じようとしている旨の通報をいう。

一 法令又は法人の諸規程に違反する行為

二 個人の生命、健康若しくは財産を害する行為

三 職員の就業上の環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある不正な行為

２ この規程において「公益通報等」とは、公益通報及び公益通報に該当するか否かを確認するための相談をいう。

３ この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした職員をいう。

（通報処理責任者）

第３条 総務・財務担当理事（以下「担当理事」という。）は、公益通報等に関する事務を総括し、公益通報に係る事案の調査を指揮する。

（通報者の保護）

第４条 役員及び職員は、公益通報等を行ったことを理由として、当該公益通報等を行った職員に対し、いかなる不利益な取扱いをも行ってはならない。

２ 理事長は、職員が公益通報等をしたことを理由として、当該職員の就業上の環境が悪化することがないよう適切な措置を執らなければならない。

（相談・通報窓口）

第５条 法人に、職員からの公益通報等を受けるため、相談・通報窓口を法人本部事務局総務課に置く。

２ 公益通報等は、電子メール、電話等によるものとし、原則として実名により行わなければならないものとする。

（不正な通報の禁止）

第６条 公益通報を行おうとする職員は、客観的な事実に基づき誠実に行うよう努めなければならない。また、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とした通報をしてはならない。

（相談への対応）

第７条 法人本部事務局総務課長（以下「総務課長」という。）は、公益通報に該当するか否かを確認するための相談を受け付けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなけ

ればならない。

（通報の受付）

第８条 総務課長は、公益通報を受けたときは、その旨を担当理事に報告しなければならない。

２ 総務課長は、通報が受理されたかどうかについて当該公益通報者が知り得ない方法により通報が行われた場合には、公益通報者に対し受領した旨を連絡するものとする。

（調査の検討）

第９条 担当理事は、公益通報の報告を受けたときは、直ちに通報のあった事案について調査を実施するか否かの検討を行うものとする。

２ 担当理事は、前項の検討結果を理事長に報告するとともに、相談・通報窓口が通報を受けた日から２０日以内に、当該公益通報者に対し通知するものとする。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を付して通知するものとする。

（調査の実施）

第１０条 担当理事は、前条第１項の検討の結果、調査が必要であると認めたときは、通報のあった事案に応じ、事実関係の調査を速やかに行うものとする。

２ 前項の調査の実施にあたっては、公益通報者の秘密を守るため、調査方法に配慮しなければならない。

３ 担当理事は、調査を実施するため、調査委員会を置くことができる。

４ 役員及び職員は、事実関係の調査に際し、情報の提供その他必要な協力を行わなければならない。

５ 調査に協力した役員及び職員は、調査によって知り得た情報を漏らしてはならない。

６ 担当理事は、調査を終えたときは、その調査結果を理事長及び監事に報告しなければならない。

（是正措置等）

第１１条 理事長は、前条第６項の規定により受けた調査結果の報告において不正行為がなされたと認めるときは、是正措置、再発防止措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（通報者への通知）

第１２条 担当理事は、公益通報に係る事案の調査結果（是正措置が行われた場合はその措置を含む。）を、被通報者（不正を行った、行っている又は行おうとしている者として通報されたものをいう。）及び当該調査に協力した者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮した上で、当該公益通報者に遅滞なく通知するものとする。

（守秘義務）

第１３条 公益通報等の職務に関わる役員及び職員は、公益通報等によって得られた秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も、同様とする。

（職員以外の者からの公益通報等）

第１４条 法人の役員及び職員以外の者からの公益通報等の取扱い及び当該通報等をした者の保護は、職員の例によるものとする。

（他の規程等との関係）

第１５条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等において別段の定めがあるときは、当該

規程等の定めるところによる。

（事務）

第１６条 公益通報等に関する事務は、関係各課等の協力を得て、法人本部事務局総務課において処理する。

（大学固有の案件）

第１７条 大学固有の案件については、通報処理責任者を学長とし、第３条以下の総務・財務担当理事を学長と読み替え、第７条以下の法人本部事務局について、大学事務局と読み替えて運用する。

（雑則）

第１８条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。